

1月29日(金) 知事会見

1 新規陽性者・療養者の状況、病床確保等の状況

2 長野県内の死亡事例

3 地域経済を支え、医療従事者等の皆様を応援する ための1月補正予算(1/29 専決処分)

1-1 全県の直近1週間の新規陽性者の状況

(直近1週間)

人口10万人

当たり累計

10.70

9.57



		⁄8(金) 療警報	陽	1/11(月 性者数のb	- '	1/14 医療非常事	· - ·
陽性者数 累計 (直近1週間)		3	24		429		376
人口10万人 当たり累計		15.	90	21.05		18.45	
	1/22 (金)	1/23 (土)	1/24 (日)	1/25 (月)	1/26 (火)	1/27 (水)	1/28 (木)
陽性者数 累計	218	195	179	188	16	2 154	139

8.78

9.22

7.95

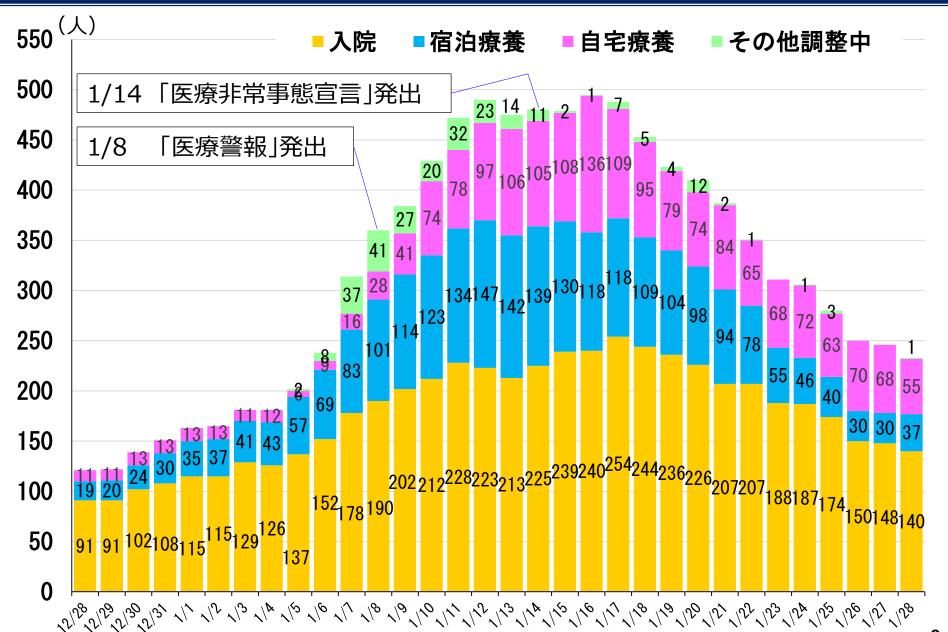
7.55

1

6.82

1一2 療養者数の推移(日別集計、各日とも20時時点の状況)







病床占有率(全国統一の算定方法)

病床全体(病床数:350床)	40.0%
重症者用病床(病床数:48床)	4. 2%

【参考】 病床逼迫度(長野県の独自指標)

病床		入院者数 ※	病床逼迫度
中等症•	一般病床(287床)	123人	42. 9%
軽症者用 (302床)	専門病床(15床)	0人	
重症者用 (48床)	一般病床(41床)	2人	4. 9%
	専門病床(7床)	0人	
実質:	病床利用率	125人	35. 7%

※ 350床以外の病床で入院している方:15人を除く

1-4 4ブロック別病床逼迫度

(1月28日(木)20時現在)



中等症・軽症者用病床のうち一般病床で利用されている病床の逼迫度

中信

病床逼迫度

62.0%

南信

病床逼迫度

25.3%

二次医療圏を越えて 入院している方(全県)

18人

北信

病床逼迫度

37.9%

東信

病床逼迫度

49.1%

- ※1 分母:中等症・軽症者用の病 床数のうち一般病床数=287床
- ※2 287床以外の病床で入院して いる方を除く

1-5 病床確保等の動き



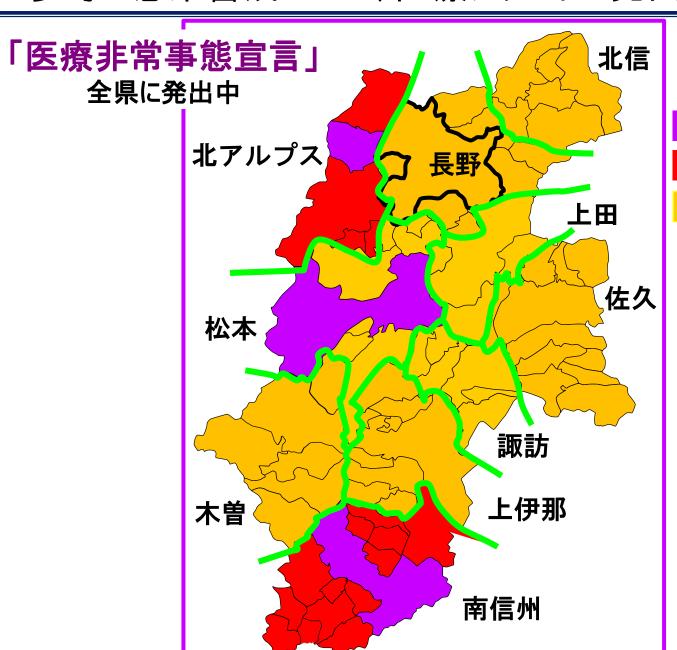
① 医療機関にお願いしている病床確保の状況

② 新たな宿泊療養施設の開設の見込み

③「退院患者受入目安」の作成による退院の促進

〈参考〉 感染警戒レベル、医療アラートの発出状況





1/29現在

「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」

「新型コロナウイルス**特別警報 I**」

「新型コロナウイルス警報」

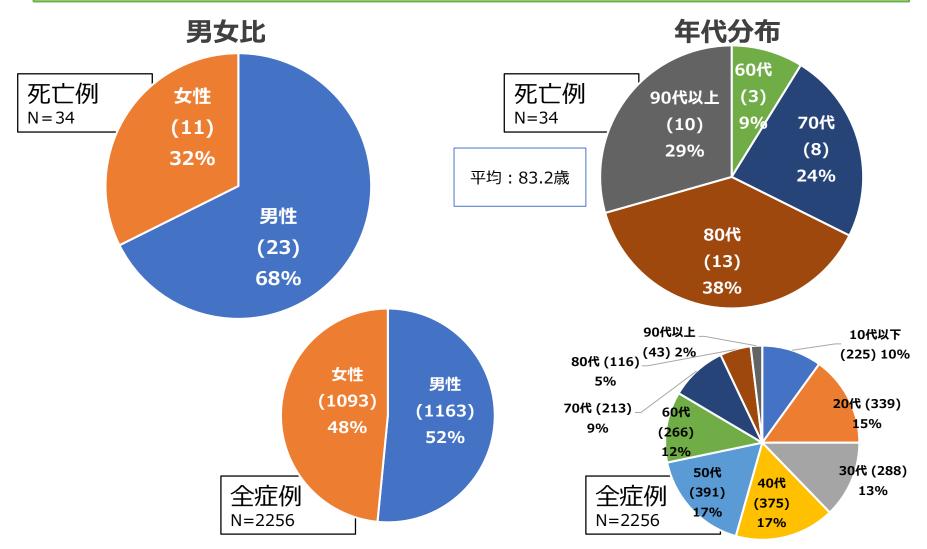
COVID-19 長野県内における死亡例 (34例)

長野県健康福祉部

2-1 死亡者の性別と年齢

N = 34

- ◆ 男性が23人・女性11人と、男性が約3分の2を占めた。
- ◆ 平均年齢は83.2歳で、80代以上が約3分の2を占めた。



2-2 死亡率

N = 34

- ◆ 全体の死亡率(全症例のうち死亡者の占める割合)は1.5%。
- ◆ 死亡例は全て60代以上。
- ◆ 死亡率は60代で1.1%に対し90代以上で23.3%と高齢になるほど高い割合。

年代	陽性者数	うち 死亡者数	死亡率
10代以下	225		0.0%
20代	339		0.0%
30代	288		0.0%
40代	375		0.0%
50代	391		0.0%
60代	266	3	1.1%
70代	213	8	3.8%
80代	116	13	11.2%
90代以上	43	10	23.3%
全体	2256	34	1.5%

【死亡者の年齢】 平均:83.2歳

^{*}死亡率・・・年齢各級別にみた死亡者数の陽性者数に対する割合(1月28日発表分まで)

N = 34

2-3 基礎疾患

- ◆ 基礎疾患を有した者は27人79%
- ◆ 心血管疾患、がん、呼吸器疾患、高血圧、糖尿病等が確認された。

基礎疾患の有無

基礎疾患なし **(7)** 21% 基礎疾患あり (27)79% ■ 基礎疾患あり ■ 基礎疾患なし

主な基礎疾患

心血管疾患 悪性新生物 呼吸器疾患(肺気腫,COPD等) 高血圧 糖尿病

3 1月補正予算(1月29日専決処分)



一般会計

17億4,200万円

	事業名	予算額
(1)	新型コロナウイルス 拡大防止協力金事業	12億3,200万円
(2)	特別警報 発出市町村 飲食業等支援交付金事業	3億円
(3)	医療従事者等応援金支給事業	2億1,000万円

3一(1)新型コロナウイルス拡大防止協力金



1 支給額

2 対象区域

56万円

(4万円/日×14日間)

松本市、白馬村

(指定された区域に限る)

3 支給の要件

県からの要請に応じて、施設の使用制限・停止(休業)・営業時間 短縮に協力した、指定区域内に事業所を有する事業者

- (1) 1/22(金)~ 2/4(木)の全期間、県からの要請に協力していること (やむを得ない事情により、要請への協力が1/24(日)まで遅れた場合は、日数に 応じて支給)【対象業種は次頁】
- (2) 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナ対策推進宣言」の表示を行っていること (要請後にガイドラインを遵守して表示を行った場合を含む)
- (3) 要請前(1/21以前)から20時~翌朝5時の間に通常営業を行っていること

受付開始日

改めてお知らせします。

く参考> 対象となる事業者 (松本市、白馬村の指定区域) しあわせ信用



対 象	ガイドライン 遵守の有無	要請内容	
接待を伴う飲食店、 飲食店(酒類の提供を行う ものに限る)	非遵守	休業	
特措法施行令第11条第1項 第11号に該当する施設 スナック、カラオケボックス等	遵守	営業時間の短縮 (5時~20時)	
飲食店等(酒類の提供を行うものに限る) 特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設 居酒屋、レストラン等		営業時間の短縮 (5時~20時) ※ 宅配・ティクアウトを除く	

3一(2) 特別警報 [発出市町村] 3一(2) 飲食業等支援交付金事業



1 制度創設の理由

- ・時短営業等の要請により、要請区域の内外を問わず多くの事業者が影響を受けている。
- ・感染拡大防止のための協力金とは異なり、地域経済を支えるための対策が急務である。
- ⇒ 市町村が行う様々な経済支援の取組を県として支援

2 対象市町村

- ・「特別警報Ⅱ(感染警戒レベル5)」を発出された市町村
- 営業時間短縮等の要請が行われた市町村

3 対象事業

市町村が行う地域経済の支援策

(事業者への経営支援、需要喚起・誘客対策、産業支援 など)

3一(3) 医療従事者等応援金支給事業



1 制度創設の理由

長期化する第3波において、県民の命と健康を守っていただいている 医療従事者等の皆様をご慰労し、心からの感謝の意を表するため。

2 応援金額

5万円/人

3 対象期間

第3波発生(11/1)から医療非常事態宣言 (1/14発出)期間終了の1か月後まで

- 4 対象者
 - ・対象期間内に入院患者受入実績のある医療機関の職員
 - 対象期間内に1回以上入院患者に対応した職員 (上記2要件を満たすこと。常勤・非常勤を問わない。他の機関からの応援派遣職員を含む。)
- 5 応援金の支給

勤務されている医療機関から給与と同時に支給します。

(離職されている方は、ご本人等の申請により、県から直接応援金を受け取ることができます。) 15